

10月30日に開催された第44回新型コロナウイルス感染症対策本部の資料を展開します。
「国際的な人の往来の再開」については最後2ページをご参照下さい。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/sidai_r021030.pdf

11月1日付での主な変更点以下のとおりです。

①日本在住の日本人及び在留資格保持者を対象とした14日間待機緩和（11/1～）

■日本在住の日本人及び在留資格保持者を対象に、全ての国・地域への短期出張からの帰国・再入国時（現地での滞在7日間以内（渡航先での隔離要請期間を除く））に、ビジネスラックと同様の14日間待機緩和を認める。防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることが条件。

② ビジネスラックにベトナムを追加（11/1～）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html

③入国拒否対象地域の指定解除・追加指定（11/1～）

■以下の9か国の指定を解除（レベル3→レベル2）

（豪州・シンガポール・タイ・韓国・中国（香港及びマカオを含む）・ニュージーランド・ブルネイ・ベトナム・台湾）

■ミャンマー・ヨルダンを指定（レベル2→レベル3）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008919.html

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html